

令和３年度第２回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和３年８月１８日（水）１４時３０分～１５時４０分

場 所：徳島県職員会館 第１会議室

議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議

「(仮称)ダイレックス新田宮店」の新設届出

「(仮称)ドラッグストアモリ石井店」の新設届出

出席委員：奥嶋委員、名田委員、岡部委員、稲倉委員、湯藤委員、佐々木委員

県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課

(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

■議題１

「(仮称)ダイレックス新田宮店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：出口Ｂと入口Ｃの面する道路（市道宮古線）は交通量がとても多い。北にはスイミングスクールや城ノ内高校、有名なラーメン屋があり、非常に混雑する。交差点の信号には常に５，６台の車が並んでいる状態。また、出口Ｂと入口Ｃ付近には電信柱があり対向するのが難しい。

参考意見ではあるが、出口Ｂと入口Ｃについては、少なくとも土日くらいは常時交通整理をしたほうがいいと思う。

委 員：城ノ内高校の学生の自転車との錯綜もあるところなので、（出口Ｂと入口Ｃ付近の）交通整理は必要になるかと思う。

委 員：歩行者の方は駐車場を通らないと店舗に行けないので、歩行者動線に注意していただきたい。出入口Ａからの入店経路以外にも、学校に近い出口Ｂ，入口Ｃ側から来店する可能性があり、危ないと思う。

委 員：特に気をつけていただかないといけないのは、搬出入車両の入出経路が歩行者動線と完全に交錯しているところ。搬出入車両に対し、注意喚起を徹底していただきたい。

委員長：ほかに意見、質問はありませんか。

委 員：荷さばき施設②、廃棄物等保管施設②への搬出入車両経路は、集合住宅の真横を通

るようになっている。車両走行音等、騒音について注意するとはおっしゃっていたが、徹底していただくよう審議会からも申しそえた方がいいと考えている。

(その他、質問、意見なし)

委員長：それでは、意見も出尽くしたようですので、審議会の意見を取りまとめたいと思います。この案件につきましては、「県の意見なし」と致しますが、

①西側出入口の交通整理を十分に行うこと。

②歩行者動線と搬出入車両の入出経路との錯綜について、交通安全に十分配慮するよう搬出入車両へ注意喚起を行うこと。

③搬出入車両の騒音に注意すること。

の3点を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題2

「(仮称)ドラッグストアモリ石井店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：出入口Bが左折入庫できないのはなぜか。

国道192号を東から来た車が出入口Aの手前の信号を右折して出入口Bから左折入庫してもいいように思うのだが。

事務局：(出入口Bが接する町道石井45号線の道路幅は現状2.5mであり、セットバックにより、開店後は道路幅6.0mを確保するようになっているが)店舗敷地と国道192号の間に民有地があり、この部分がセットバックできないので、信号のある国道192号線と町道石井45号線の接面は2.5mのままである。そこで、国道192号から町道石井45号への右折による来店(出入口Bの左折入庫)は、しないようにしている。

チラシに案内経路を載せて事前に情報提供するほか、交通整理員による誘導により、右折入庫、左折出庫を徹底することとなっている。

委員：右折入庫、左折出庫が徹底されないと、交通安全上よくないので、留意事項として付させていただきます。

委員：遮音壁については当初設置を計画していたが、近隣住民との話し合いによって作られなくなったということか。

委員：（遮音壁を作らないことについて）住民の方と合意をした、住民の方が納得しているということを、県（事務局）で確認したのか。

事務局：住民の方に直接状況を確認することは行っていない。事業者（届出者）に状況を十分確認し、対応していく。

委員長：住民の方が合意されているということを、この審議会では確認しようがない。簡単な書面でも結構なので、合意されているという事実を示していただき、それを確認した時点で当審議会としては答申を出すことにしたいと思います。

（異議なし）

委員長：ほかに意見、質問はありませんか。

（その他、質問、意見なし）

委員長：それでは、意見も出尽くしたようですので、審議会の意見を取りまとめたいと思います。この案件につきましては、「県の意見なし」とする方向になると思いますが、最終的な結論は、住民の方が同意されていることの確認が取れた時点で出させていただきます。

また、留意事項については、

①東側出入口の右折入庫、左折出庫を徹底すること。

②今後、騒音について苦情等があった場合は誠意を持って対応いただくこと。

の2点を付すこととします。

→住民意見を確認できれば

意見なしで終了

（令和3年9月28日住民意見確認済）